

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900207 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000019 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 20 年 5 月 1 日から同年 4 月 18 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。
平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成 22 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円、同年 2 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については 26 万円から 30 万円、同年 9 月の標準報酬月額については 26 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 28 年 7 月までの標準報酬月額については 26 万円から 41 万円とする。
平成 22 年 8 月から平成 28 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月から平成 28 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月 18 日から平成 28 年 8 月 1 日まで

A 社に係る資格取得年月日が平成 20 年 5 月 1 日と記録されているが、同年 4 月分の保険料が控除されていたと思う。また、標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低い記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 1 日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は当該期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 1 日までの標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から判断すると、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 20 年 4 月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成 22 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 1 日までの期間について、賃金台帳、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、「いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票により認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月までは 28 万円、同年 2 月から平成 25 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 36 万円、同年 10 月から平成 28 年 7 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 22 年 8 月から平成 28 年 7 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、給与明細書等において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月から平成 28 年 7 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から平成 22 年 8 月 1 日までの期間について、賃金台帳及び給与明細書により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900471 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000018 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月10日の標準賞与額を3万6,000円、平成23年4月8日の標準賞与額を9,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年4月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年4月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月10日

② 平成23年4月8日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳及び年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、平成22年12月10日に3万6,922円、平成23年4月8日に9,909円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（平成22年12月10日は3万6,000円、平成23年4月8日は9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成22年12月10日及び平成23年4月8日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年9月18日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月10日及び平成23年4月8日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。